



# 介護保険制度の実態

## 入所・在宅 両サービス拡充が必要



竹内 強 議員  
(日本共産党)

① 高齢化人口・高齢化率 各年10月1日現在

|            | 2015  | 2016  | 2017  | 2018  | 2019  | 2020  |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 65歳以上人口(人) | 6,989 | 7,167 | 7,258 | 7,310 | 7,351 | 7,424 |
| 高齢化率(%)    | 24.8  | 25.1  | 25.3  | 25.4  | 25.6  | 25.9  |

② 認定者数(人)

|        | 2015  | 2016  | 2017  | 2018 | 2019  |
|--------|-------|-------|-------|------|-------|
| 認定数    | 1,027 | 1,096 | 1,052 | 816  | 1,000 |
| 要介護3以上 | 314   | 336   | 324   | 290  | 322   |

③ 要介護状態区分の目安

※状態の説明はあくまで目安です。

| 要介護状態区分 | おおむねの心身の状態                                          |
|---------|-----------------------------------------------------|
| 要介護2    | 立ち上がりや歩行が自力では難しく、排せつ・着脱など身の回りのことに部分的な介護が必要な状態。      |
| 要介護3    | 要介護2と比較し、日常生活動作を自力で行うことが困難で、身の回りのことにほぼ全面的な介護が必要な状態。 |

④ 老人世帯数

|                      | 2020  |       |
|----------------------|-------|-------|
| 65歳以上の単身世帯数          | 766   | 10月現在 |
| 70歳以上の高齢者のみで構成される世帯数 | 1,040 | 9月現在  |

現在、要介護3以上 316人のうち

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 65歳以上の単身世帯数          | 12人 |
| 70歳以上の高齢者のみで構成される世帯数 | 69人 |

⑤ 特養待機者【一期一会荘】(人)

|          | 2017.4 | 2018.4 | 2019.4 | 2020.4 | 2020.11 |
|----------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 待機者数     | 180    | 88     | 161    | 159    | 152     |
| うち阿久比町民数 | 84     | 50     | 80     | 80     | 74      |

要介護2以下(入所要件を満たさない)も含む

自助・共助・公助とは、本来あるべき国や自治体の果たすべき役割を後景に追いやることではない。高齢者福祉の分野で具体的にならなければならない。阿久比町の実態。

**問** ① 町内の高齢者人口の推移(2015年～2020年) ② 介護認定を受けている人は何人で、そのうち要介護3以上の人数。

**答** 町としての解決策は、現在作成中の「第8期介護保険事業計画・高齢者

多様なサービス提供が可能な「地域密着型小規模多機能型居宅介護」の拡充を盛り込む予定である。

③ 要介護3とはどのような状況か。 ④ 老人世帯数と、そのうち要介護3以上の人のいる世帯。 ⑤ 特別養護老人施設の5年間の待機者の推移と、その解決のための具体的策。

福祉計画」において検討している。入所及び、在宅の両方のサービス拡充が必要との認識。計画には、介護保険給付の対象となる有料老人ホーム「地域密着型特定施設生活介護」及び通い訪問、シヨートステイの多様なサービス提供が可能な「地域密着型小規模多機能型居宅介護」の拡充を盛り込む予定である。

### 中学生の通学路

#### 関係機関と協議



**問** オアシス大橋を渡り、役場南東の交差点を横断する生徒の急増が見込まれるが、その対策。  
**答** 陽なたの丘在住の生徒の通学路として考えられる迂回路を検討した。

阿久比川沿いや、歩道と車道が分離されていない道路を通ること、踏切を渡らねばならないなど、危険な面も考えられることから結論は出ていない。引き続き、シミュレーションをして、関係機関や学校とも協議を重ね、生徒が安全に通学できるルートを考えていく。

### 自衛隊員の募集

#### 必要な資料の提出を求めることができる」と規定

**問** 住民基本台帳の閲覧は「特別な便宜を必要としない」とのことだが「法令の規定する範囲」とは。

**答** 対象者情報の提供については、自衛隊法施行令第120条で「防衛大臣は、自衛官募集に關し市町村長に対し、必要な資料の提出を求めることができる」と規定されており、住民基本台帳法第11条の規定により住民基本台帳を閲覧させている。

近年、防衛大臣から紙媒体又は電子媒体での提供を依頼されており、阿久比町個人情報保護条例第7条第2項第2号の規定により提供できるため、今後は、紙媒体で提供していきたい。